

○ 経済産業省令 第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日 経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「印」を削る。

一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十及び様式第五十

略

第二条 次に掲げる省令の規定又は様式中「記名押印」を「記名」に改める。

一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一

略

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第八条 火薬類取締法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五まで、様式第十四、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十から様式第二十二まで、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十七から様式第四十まで及び様式第四十二から様式第四十五まで中「印」及び「3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）」を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）」を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「記名押印」を「氏名」に改める。

略